

有害物質・油・薬品などの漏えい事故

令和5年2月1日から指定物質追加

応急措置・緊急連絡をお願いします

近年、風水害等による工場・事業場からの水質汚濁事故が頻発しています。

大阪市に所在する工場・事業場から有害物質、油、薬品等^(※1)の流出事故が発生した場合は、下水道施設や公共用水域への被害拡大を防ぐため、速やかに電話等で建設局の各担当部署へ通報をお願いします。

特に特定施設等^(※2)を設置する事業者や公共用水域に放流する事業者^(※3)は、漏えい事故等^(※4)が発生した場合、流出先に関連する水質関係法令^(※5)に基づき応急措置の実施ならびに、その事故状況や措置概要を大阪市へ届出する必要があります。

※1 有害物質、生活環境項目、指定物質、油をいいます。詳しくは裏面の表を参照してください。

※2 特定施設のほか、有害物質を貯蔵、使用する施設、指定物質を製造、貯蔵、使用、処理する施設や貯油施設等が該当します。

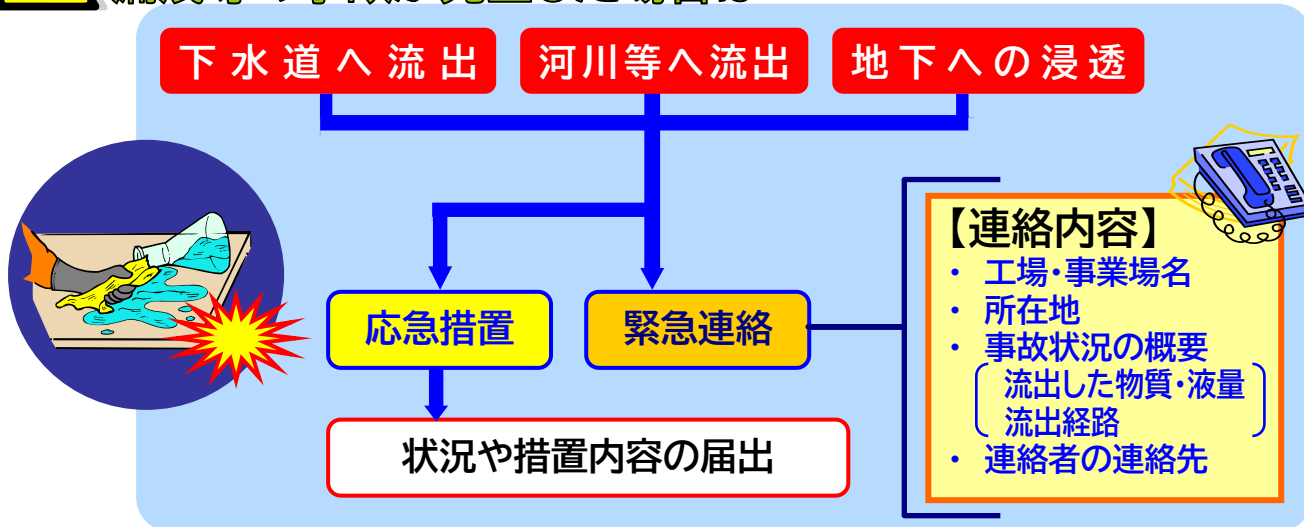
※3 令和4年4月1日から、公共用水域への漏えいについてはすべての事業者が対象となりました。

※4 事故とは、発生原因を問わず、火災の発生、除害施設の機能停止、貯蔵タンクや配管の破損、操作ミスなど通常と異なる状態をいいます。ただし、排水基準を遵守できる軽微な事故については除きます。

※5 下水道へ流出した場合は下水道法、地下への浸透や河川等へ流出した場合は水質汚濁防止法となります。



漏洩等の事故が発生した場合は



事故時の措置に関する緊急連絡先

下水道	建設局下水道部施設管理課水質管理担当 〔下水放流関係〕	06-6967-0981
河川・地下等	建設局下水道部施設管理課水質管理担当 〔河川放流関係〕	06-6615-7525
休日・夜間	宿日直センター	06-6947-7981

◎このチラシに関するお問合せは 建設局下水道部施設管理課水質管理担当〔河川放流関係〕
06-6615-7525 まで

*水質規制に関するホームページは・・・

大阪市 排水規制

検索

【表1】有害物質(水質汚濁防止法施行令第2条)

1 カドミウム及びその化合物	10 テトラクロロエチレン	20 シマジン
2 シアン化合物	11 ジクロロメタン	21 チオベンカルブ
3 有機燐化合物	12 四塩化炭素	22 ベンゼン
4 鉛及びその化合物	13 1,2-ジクロロエタン	23 セレン及びその化合物
5 六価クロム化合物	14 1,1-ジクロロエチレン	24 ほう素及びその化合物
6 砒素及びその化合物	15 1,2-ジクロロエチレン★	25 ふっ素及びその化合物
7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	16 1,1,1-トリクロロエタン	26 アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物★
8 ポリ塩化ビフェニル	17 1,1,2-トリクロロエタン	27 塩化ビニルモノマー★
9 トリクロロエチレン	18 1,3-ジクロロプロパン	28 1,4-ジオキサン
	19 チウラム	

[注意]下水道法上の流出事故においては、★印は対象外となり(15 のうち、シス-1,2 ジクロロエチレンは除く)、ダイオキシン類が加わります。

【表2】生活環境項目(水質汚濁防止法施行令第3条)

1 水素イオン濃度	5 フェノール類含有量	9 溶解性マンガン含有量
2 生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量	6 銅含有量	10 クロム含有量
3 浮遊物質	7 亜鉛含有量	11 大腸菌群数
4 ノルマルヘキサン抽出物質含有量	8 溶解性鉄含有量	12 窒素又はりん含有量

【表3】指定物質(水質汚濁防止法施行令第3条の3)

1 ホルムアルデヒド	28 キシレン	41 エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミノ]チオ]アミノ]プロピオナート(別名アラニカルブ)
2 ヒドラジン	29 p-ジクロロベンゼン	42 1,2,4,5,6,7,8,8-オクタクロロ-2,3,3a,4,7,7a-ヘキサヒドロ-4,7-メタノ-1H-インデン(別名クロルデン)
3 ヒドロキシルアミン	30 N-メチルカルバミン酸 2-セカンダリ-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)	43 臭素
4 過酸化水素	31 3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)	44 アルミニウム及びその化合物
5 塩化水素	32 テトラクロロイソフタロニトリル(別名クロロタロニル又はTPN)	45 ニッケル及びその化合物
6 水酸化ナトリウム	33 チオリン酸 O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)(別名フェニトロチオン又はMEP)	46 モリブデン及びその化合物
7 アクリロニトリル	34 チオリン酸 S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル(別名イソプロベンホス又はIBP)	47 アンチモン及びその化合物
8 水酸化カリウム	35 1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)	48 塩素酸及びその塩
9 アクリルアミド	36 チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジンル)(別名ダイアジノン)	49 臭素酸及びその塩
10 アクリル酸	37 チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル)(別名イソキサチオン)	50 クロム及びその化合物
11 次亜塩素酸ナトリウム	38 4-ニトロフェニル-2,4,6-トリクロロフェニルエーテル(別名クロルニトロフェン又はCNP)	51 マンガン及びその化合物
12 二硫化炭素	39 チオリン酸 O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)(別名クロルピリホス)	52 鉄及びその化合物
13 酢酸エチル	40 フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	53 銅及びその化合物
14 メチル-t-ブチルエーテル(別名MTBE)		54 亜鉛及びその化合物
15 硫酸		55 フェノール類及びその塩類
16 ホスゲン		56 1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1 ^{3,7}]デカン(別名ヘキサメチレンテトラミン)
17 1,2-ジクロロプロパン		57 アニリン
18 クロルスルホン酸		58 パルフルオロオクタン酸(別名PFOA)及びその塩
19 塩化チオニル		59 パルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びその塩
20 クロロホルム		60 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
21 硫酸ジメチル		
22 クロルピクリン		
23 りん酸ジメチル 2,2-ジクロロビニル(別名ジクロロボス又はDDVP)		
24 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト(別名オキシデプロホス又はESP)		
25 トルエン		
26 エピクロロヒドリン		
27 スチレン		

【表4】油(水質汚濁防止法施行令第3条の4)

1 原油	4 軽油	7 動植物油
2 重油	5 灯油	
3 潤滑油	6 揮発油	